

鉛製給水管（鉛管）について

鉛製給水管が接続されているお客様でも、水道水の水質基準を満たしていますので、安心してご使用いただけます。

しかし、旅行などで長期間水道のご使用がなかったり、朝一番の水道水については、給水管内に長時間滞留しているため、鉛の濃度が普段よりごくわずかに高くなっていることがあります。

また、鉛製給水管を使っていないお客様でも、長時間水道のご使用がなかった場合は、赤水が発生したり、消毒用の塩素が少なくなっていることがあるので、使い始めの水道水は、飲用以外の用途にご使用いただくことをおすすめします。

水道水における鉛の水質基準

厚生労働省は、平成 15 年 4 月 1 日から水道水における鉛濃度の水質基準値を 1 リットルあたり 0.05mg 以下から 0.01mg 以下に強化しました。これは、長期的な観点から安全性を高めるため、生涯にわたって毎日飲み続けても健康には問題のない基準値として、より一層鉛の低減化を推進するために行われたものです。

さらに平成 19 年 12 月 21 日付の厚生労働省健康局水道課長通知、「鉛製給水管の適切な対策について」により、水道部としても調査等を行い、水道水の安全性を確認しております。ご不明な点は、水道整備課にお問い合わせください。

鉛製給水管が使用されている場所

鉛管は、古くは柔らかく施工性に優れているため給水管として広く普及し、道路にある本管からご家庭へ引き込むための給水管の取出し部分や、水道メーターの前後に使用していましたが、現在、伊那市では、新設工事につきましては一切使用していません。

鉛製給水管の取替え

給水管は、お客様の財産であり、取替え工事はおお客様の負担で行っていただくこととなります。家屋の建替えや改造を行う際には、鉛製給水管や古くなった給水管の取替えをご検討くださるようお願いいたします。

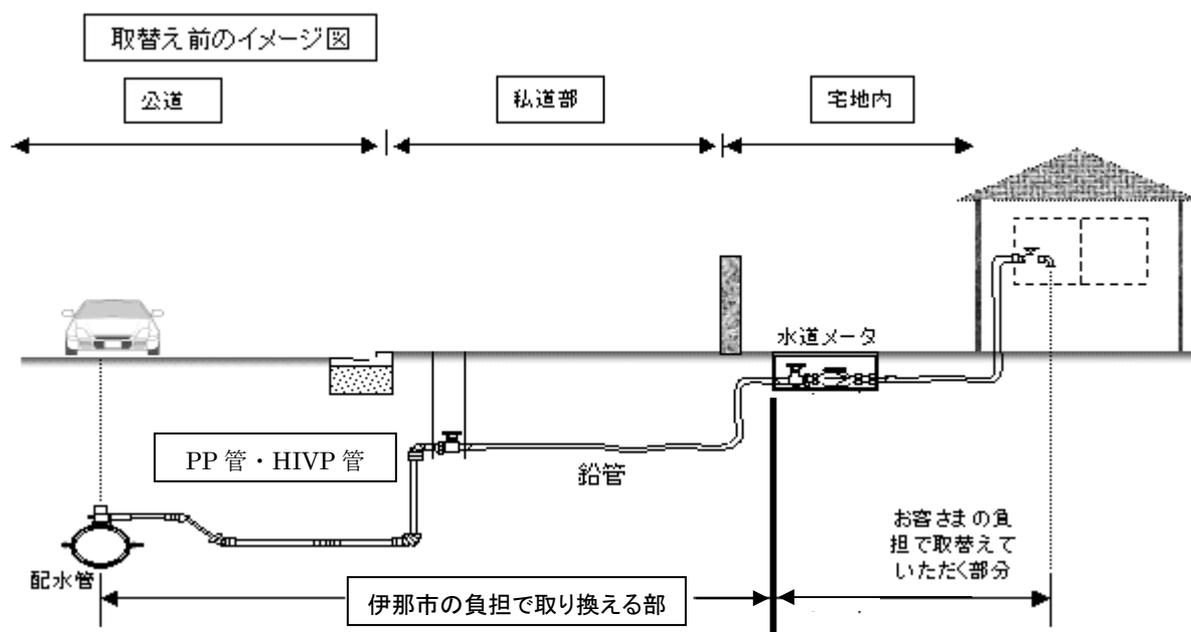
伊那市水道部の取り組み

■ 鉛製給水管の取替工事について ■

鉛製給水管については、水道週間や市報の水道特集など、折に触れ市民のみなさまに布設替えをお願いしております。

水道水中の鉛濃度を低減させるための抜本的な対策としては、鉛製給水管の取り替えが最も有効です。

給水管の維持管理は配水管（本管）分岐部から給水管は私有財産であり、**本来給水管の維持管理は所有者ご自身の責任により行うという原則**がありますが、伊那市では鉛管の解消に向け、現在、下記のとおり給水管の取出し部分から宅地内にある量水器まで、ポリエチレン二層管製や耐衝撃性硬質塩化ビニール管製の給水管に取り替える工事を行っております。



- (1) 伊那市の費用で施行する配水管の布設又は取替工事のとき。
- (2) 道路で漏水している給水管を修理するとき。
- (3) 国県や市が行う道路改良工事のとき。
- (4) 漏水多発地域における漏水防止給水管整備工事のとき

※なお、上記の場合でも家屋内まで鉛管が使用されている場合は、量水器以降の取替工事費については所有者様のご負担となります。

注意！！〔次の場合には所有者様の負担となります〕

1. 増径等給水装置の改造が必要な場合
2. 重機等の特別な機器による掘削
3. 植木、その他の障害物が支障となる場合の移設、取り壊し及びその復旧
4. 舗装・コンクリート等の壊し及び復旧、特殊なタイル等の復旧

鉛製給水管を使用しているお客様へ

鉛製給水管を使用している場合でも、通常の状態で使用されている水道水（流水）の鉛濃度は、水質基準値を下回り問題ありませんが、長時間留守にされた後や、朝一番の水は、念のためバケツ一杯程度を、飲み水や調理以外に使用していただくことでより安心してご利用いただけます。

伊那市水道部では、鉛製給水管を使われているご家庭の鉛製給水管の早期解消に向けて取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

この情報に関する問い合わせ先

水道部 水道整備課 施設管理係・給排水係

TEL:0265-78-4111 内線2634・2631

E-mail: sus@inacity.jp